



大阪労働局発表
平成 29年 10月 30日

【照会先】
大阪労働局雇用環境・均等部指導課
電 話 (06) 6941-8940

報道関係者 各位

「ハラスメントのない職場づくりのためのセミナー」を 開催します！ ～大阪労働局・大阪弁護士会共催～

平成 29 年 1 月 1 日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が全面施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられています。また、従来から防止対策が義務付けられているセクシュアルハラスメントや、パワーハラスメントについても、労働局に寄せられる相談も多く、社会的問題となっています。(相談件数については別紙参照)

これらを受け、大阪労働局(局長：田畑 一雄)及び大阪弁護士会(会長：小原 正敏)は、法で定められているハラスメント防止措置の内容のほか、ハラスメントを受けた際のメンタルヘルス対策の重要性や、さらにハラスメントの判例について紹介し、事業主等の具体的な取組につなげるため、下記のとおりセミナーを開催します。

ハラスメントのない職場づくりのためのセミナー

日 時 平成29年11月28日(火) 13:30～15:30
場 所 大阪弁護士会館 2階 会議室(大阪市北区西天満1丁目12-5)
共 催 大阪労働局・大阪弁護士会
内 容 講 演

「労働者の命を奪い会社に致命的打撃を及ぼすハラスメント」
同心法律事務所 弁護士 波多野 進
「古くて新しい問題、セクハラと妊娠等ハラスメント」
野口&パートナーズ法律事務所 弁護士 大浦 綾子

説 明

- ①ハラスメント防止措置について 大阪労働局雇用環境・均等部 指導課
- ②ハラスメントとメンタルヘルス対策 大阪労働局労働基準部 健康課

定 員 600名
参加費 無 料